

令和元年5月農業委員会定例会議事録

日時	令和元年5月20日(月)午後1時30分～	
場所	さぬき市役所3階 301・302会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号～4号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第5号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第6号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第7号～11号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第12号)
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第1号)
日程第7	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第13号)
日程第8	その他	
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)	
欠席委員	無	
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 脇谷哲士主任主事	
農林水産課	杉浦寿課長補佐	
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員	
傍聴者	無	

議長（会長）	<p>定刻が参りましたので、只今から5月定例会を開催します。</p> <p>時候の挨拶</p> <p>本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認調査をしていただいていると思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>本日の出席は18名中18名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき全員の出席ですので成立することを宣言致します。</p> <p>では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは2番蓮池委員、3番上野委員の両委員よろしくお願いします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項に基づく通知については、第1号、第2号とも借り手の変更のための解約。使用貸借終了農地返還通知については、第1号は本人耕作、第2号は借り手の変更による利用権の中途解約について報告。</p>
議長（会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第4号までを議題とし一括上程いたします。なお、今月の議案で第3号が●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議といたします。では事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号については、新規就農。第2号は、経営規模の拡大の案件、第4号は親より受贈するものであり、いずれも農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終了致しました。本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。</p> <p>●●地区の代表委員からの報告をお願いします。</p>
楠 豊委員	<p>内容については事務局の説明のとおりです。本日、午後1時より本人にお越しいただいてヒアリングを行ないました。本業の医師の仕事よりもオリーブを中心にハーブの栽培を行ないたいということでありました。申請地の中に現況が山林の箇所があり、この件についてお聞きしたところ、国の再生事業を活用するということでありました。1年でも長くオリーブの栽培を続けてくださいとお話したところ、快く分かりましたという返事をいただきましたので、地区委員会といたしましては問題なからうということですので、よろしくお願いします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、●●地区代表委員から報告をお願いします。</p>
稲田俊美委員	<p>事務局の説明のとおり特に問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員から聞き取り調査の結果報告をお願いいたします。

十河道夫委員 特に問題はございません。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。
議案第1号、第2号及び第4号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号、第2号及び第4号につきましてお諮りします。議案第1号、第2号及び第4号についてご異議ございませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号、第2号及び第4号を原案のとおり認めることと致します。

議長（会長） 続きまして、●●委員の関係する議案である議案第3号の審議に入ります。
それでは、●●委員の退席を求めます。
(●●委員 退席)

議長（会長） では事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第3号については、経営規模の拡大の案件であり、農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
代表委員からの報告をお願いします。

芳竹和政委員 利用権の設定を行なっておりまして、その期限がきましたのでお互い売買の話がまとまったので上程するものです。よろしく申し上げます。

議長（会長） 代表委員の報告が終わりました。
議案第3号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長）	それでは、議案第3号につきましてお諮りします。議案第3号についてご異議ございませんか。 「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第3号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	退席されている●●委員の着席を認めます。 (●●委員 入場)
議長（会長）	日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第5号を議題と致します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	今回の非農地証明願いの案件全体で1件であり、面積にして982㎡、2筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。 議案第5号は、第1号案件の譲渡人でもあります。平成10年頃から20年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。 なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
楠 豊委員	現地を確認したところ、資料の写真のとおりであり、仕方なかろうということでどうぞご審議のほどよろしくをお願いします。
議長（会長）	それでは各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第5号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第5号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第6号を議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。
議長（会長）	それでは事務局から説明を求めます。

事務局	<p>今月の第4条の案件は1件であり、面積にして477㎡、1筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第6号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。</p>
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
小川義洋委員	現地を確認いたしました。無断転用の是正ということです。地固めもしっかりされています。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長（会長）	代表委員からの報告が終わりました。議案第6号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号につきましてお諮りします。 議案第6号について意義ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号を原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案第7号から第11号までを議題とし一括上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>今回の第5条案件は5件であり、面積にして5,291㎡、9筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第7号、第8号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は賃借権の設定、第2種住居地域です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第9号、第10号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●●●です。権利は所有権移転売買の設定で、隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に</p>

至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。

議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●です。権利は所有権移転売買の設定で、隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、●●●地区の関係案件ですので、地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。まず、●●地区代表委員から報告をお願いします。

小川義弘委員 ●●●の案件ですが、池の周りに遊歩道があるのですが、この地図では確認できないのですが。

事務局 ため池部分となります。

小川義弘委員 分かりました。あとは問題ないと思います。よろしくお願いします。

岡村義弘委員 議案第7号、8号ですが、図面で三方に水路がある。水路幅は50センチ程度ありますね。後の管理はどこがするのですか。用途廃止とかそういう話はなかったのですか。

事務局 特に話は聞いていません。

岡村義弘委員 進入路部分は、グレーチングとかせずそのまま排水するのか。図面でも水路幅とかが記されていない。水路はどうなるのか。

事務局 水路は、県道と市道の側溝になります。

岡村義弘委員 水路の管理はどうなるのか。

事務局 道路部分の水路となりますので、県道、市道部分となります。

岡村義弘委員 東側の水路はどうなるのか。

事務局 そのまま生かすことになっています。排水は北側、南側の水路を使う計画となっています。

岩崎治樹
会長職務代理者 県道の水路は県が管理し、市道の水路は市が管理することになります。

事務局	資料 1 1 ページの土地利用計画図をご覧ください。委員ご指摘の申請地の東側の水路ですが、この既設水路は変わりません。北側の水路については建物、敷地の雨水はため柵を利用して北側へ放流する計画となっています。進入路部分については既設道路管理の水路ですので、転用地の雨水については影響なしと理解しています。手続き上の話ですが、申請書等の書類については、かねてからのご指摘のありましたとおり、事前に関係法令の準備をしていただくのが流れとなっています。水周りのご指摘ですが、こちらについては、土地改良区内での事前協議を行っています。資料についても同等の書類が添付されています。その間に、土地改良区の書類、土地改良区の代表者であり、地域の地区代表である水利組合の方々の同意を整えてくるのが基本です。当然、それらの書類を確認させていただいたところ、整っているところです。今回の転用案件については、問題ないと思われませんが、事業を行っている間に問題が起こった場合は、転用者が全て責任を負うという書類もありますので、こちらのほうで対応するというので、どうかご審議を進めていただきたいと思います。
議長（会長）	分かりましたでしょうか。
岡村義弘委員	分かりました。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
十河道夫委員	事務局の説明のとおりで問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。議案第 7 号から第 1 1 号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第 7 号から第 1 1 号につきましてお諮りします。議案第 7 号から第 1 1 号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第 7 号から第 1 1 号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第 6 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第 1 2 号を上程致します。なお、今月の議案で、整理番号 2 2 番が●●委員、3 2 番、3 4 番、3 6 番、3 7 番が●の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。それでは、事務局から説明を求めます。

事務局	会長提出議案12号についてご説明致します。●●、●●委員の議案5件を除いて34件です。その内訳は、個人が11件、法人が2件、中間管理機構が21件となっています。34件のうち新規が28件、再設定が6件でございます。34件のうち、賃借権が11件、使用貸借権が23件でございます。賃借権の内訳としまして、物納が2件、現金1,500円が2件、2,000円が3件、3,000円が3件、3,300円が1件となっております。期間については、10年が9件、8年11ヵ月が1件、6年が15件、5年が7件、3年が2件となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑については、一括して質疑に入ります。質疑等のある場合は、整理番号等指定の上ご発言ください。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第12号について、整理番号22番、32番、34番、36番、37番以外について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることといたします。
議長（会長） 事務局	続きまして、●●委員の整理番号22番、●の関係議案である整理番号32番、34番、36番、37番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願いします。
岩崎治樹 会長職務代理者	それでは、●●委員、●●委員の退席を求めます。 (●●委員、●●委員 退席)
岩崎治樹 会長職務代理者	それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	議案は5件で、全て、期間3年の使用貸借権でございます。以上です。
岩崎治樹 会長職務代理者	説明が終わりました。質疑等はありませんか。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
岩崎治樹 会長職務代理者	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員	「異議なし。」との声あり。
岩崎治樹 会長職務代理者	では、原案のとおり承認いたします。退席されている●●委員、●●委員の着席を認めます。 (●●委員、●●委員 入場)
岩崎治樹 会長職務代理者	議事進行を会長にお願いします。
議長 (会長)	それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として、「農用地利用配分計画について」を上程したいと思います。いかがでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長 (会長)	それでは会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。
事務局	農用地利用配分計画43件について説明します。貸付先は個人が25件、法人が18件です。設定する権利等の種類は、貸借権が13件、使用貸借権が30件です。期間は4年11ヶ月が1件、5年11ヶ月が28件、8年10ヶ月が3件、9年11ヶ月が11件です。利用内容は水稲、麦、露地野菜等の作付けとなっております。以上です。
議長 (会長)	説明が終わりました。何か質疑等はありませんか。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長 (会長)	無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長 (会長)	では、原案のとおり承認いたします。
議長 (会長)	日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第13号を議題と致します。事務局より説明を求めます。
農林水産課	農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。 番号1、●●●●●●●●●●、さぬき市●●●●●●●●番地、昭和●●年●●月

●日設立、営農類型は、施設園芸です。
詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区の関係案件ですので補足事項等がありましたら報告をお願いします。●●地区代表委員から補足事項等がありましたらお願いします。

十河道夫委員 事務局からの説明のとおり、前認定農業者であり、問題ないと思いますのでご審議をよろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。
議案第13号について質疑等がありましたら発言を認めます。

議長（会長） それでは、農業改善計画の審査について議案第13号についてお諮りします。
異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、原案のとおり承認することと致します。
本日、上程の議案については以上ですが、日程第9その他です。

議長（会長） 事務局からお願いします。

事務局 事務連絡を報告する。

議長（会長） 以上をもちまして、令和元年5月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

（14時27分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・農地改良届について
賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について
賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 2番

署名委員 3番